

「デジタル資産」は相続の対象になる？

今やあらゆる金融取引がインターネットを通して行われ、どこにどのような資産を持っているか、本人以外では把握できないケースが多くなっています。そのため、相続の際に残された家族が、故人の財産を把握するのに大変な苦勞を強いられる事態が頻発しています(『今から考えておきたい「デジタル終活」』国民生活センター)。

「デジタル遺品」という言葉自体は広く周知されるようになってきました。しかし、「遺品」という言葉が「遺品整理」を連想させるためか、金銭価値のあまりないものといったイメージがあり、管理の必要性を感じる人はあまり多くないように思います。したがって、ここではデジタル遺品ではなく「デジタル資産」という言葉を使います。

●デジタル資産ってどんなもの？

デジタル遺品にせよデジタル資産にせよ、法律上の定義があるわけではありませんが、一般的には、パソコンやスマホ等のデジタル機器に保存されたデータやインターネットサービスのアカウントなどをいいます。

デジタル資産にはオフラインのもの、インターネットにつながった状態を前提とするオンラインのものがあります。オフラインのものとは、写真データや文書ファイル、インストール済みのアプリなど、パソコンやスマホ上で保存されたデジタルデータのことです。デジタルデータは、著作権法で著作物に該当するもの以外は相続の対象とはなりません。

一方、オンラインのデジタル資産には、主に次のようなものがあります。いずれも相続の対象になりますが、家族に伝えておかないと、気づかれないままということになりかねません。

① ネット銀行やネット証券等のア

カウント

② 暗号資産

③ キャッシュレス決済サービスの残高

④ 事業の収益等 (YouTuber、アフィリエイト、フリマアプリなど)

●引き出せなくても課税対象になる

①については、通常の銀行や証券会社の相続の手続きと同様に行います。取引先の金融機関名が分かれば、ID やパスワードが分からなくても手続きは可能なので、必ず家族に伝わるようにしておきましょう。

②の暗号資産にはビットコインやイーサリアムなど、さまざまな銘柄があり、24時間365日取引されているため、価値は常に変動しています。暗号資産の保有を証明するのは秘密鍵のみです。秘密鍵とは、暗号資産の持ち主であることを証明するIDのようなもので、秘密鍵を保管するものが「ウォレット」です。

秘密鍵が分からず、資産を引き出すことができなくても、相続税の課税対象になります。利用している取引所やウォレットの置き場所を、必ず家族に伝えておきましょう。

③のキャッシュレス決済サービスには「チャージ型」と、登録したクレジットカードや預金口座から支払いをする「非チャージ型」があります。アプリ内に残高が残るのはチャージ型です。キャッシュレス決済のアカウント自体を相続させることはできませんが、利用規約などで特別の定めがない限り、残高を相続することは可能です。

●ポイントは引き継げるか？

気を付けたいのが、利用状況等に依りて付与されるポイントです。日本航空 (JAL) や全日本空輸 (ANA) など、一部の例外を除き、ポイントの相続はできないのが一般的ですが、

念のため規約を確認してください。

④については、YouTuber であれば広告収入から得られる収益や、YouTuber 個人に帰属するコンテンツの著作権が相続の対象です。アフィリエイトであれば確定した報酬が、メルカリ等のフリマアプリであれば売上金や在庫が相続の対象です。

●サブスクの解約を忘れずに

もう一つ重要なことが、定額を払ってサービスを利用するサブスクリプション (サブスク) の解約です。名義人の死亡により銀行口座が凍結されたり、クレジットカードが解約されても、サブスク自体の契約が残されたままだと、利用料の請求は継続するのが一般的で、滞納分が相続人の負債として積み上がっていく恐れがあります。クレジットカードの場合、サブスクの契約を残したままの解約を認めない会社もあります。

利用しているサブスクのリストと、それぞれ手続きに必要なログイン情報をリスト化しておく、解約の手続きがスムーズです。手続きに際しては、ほぼ全てにおいて「SMS 認証」か「メール認証」が必須となります。そのため、故人のスマホやパソコン等のデジタル機器は、すべての手続きが終了するまで解約はしないほうが無難です。

たとえスマホ等があっても、パスワードが分からないため、開けないというケースも多いようです。スマホの機種によっては、誤ったパスワードが一定回数入力されると、全データを消去するよう設定できるものがありますので、何度も入力するのは危険です。必ずパスワードを共有できるようにしておきましょう。

「SMBC デジタルセーフティボックス」(三井住友銀行) や「Digital Keeper」(デジタル金庫) など、ID やパスワードを安全に管理するサービスもありますので、利用を検討してもよいかもしれません。

(クルー 内藤真弓)